

会費の額及び払込みの方法並びに納期

1. 会費の額

(1) 個人並びに法人の会費の月額、均等割と資本金割と従事者数の割合による会費の合計額とする。

(単位円)

従事者数		3人	4人～	6人～	11人～	31人～	51人～	101人～	301人以上
		以下 (月額 0)	5人 (月額 200)	10人 (月額 400)	30人 (月額 600)	50人 (月額 800)	100人 (月額 1,000)	300人 (月額 1,700)	以上 (月額 2,900)
均等割・資本金割									
<個人> (一律 800)		800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,500	3,700
法人	資本金 300万円以下 (月額800)	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,500	3,700
	資本金 301～500万円 (月額1,200)	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,900	4,100
	資本金 501～1,000万円 (月額1,400)	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	3,100	4,300
	資本金 1,001～3,000万円 (月額1,700)	1,700	1,900	2,100	2,300	2,500	2,700	3,400	4,600
	資本金 3,001～5,000万円 (月額2,100)	2,100	2,300	2,500	2,700	2,900	3,100	3,800	5,000
	資本金 5,001万円～1億円 (月額2,800)	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600	3,800	4,500	5,700
	資本金 1億円超 (月額4,300)	4,300	4,500	4,700	4,900	5,100	5,300	6,000	7,200

(2) 定款会員及び特別会員の会費の額は、下記の表によるものとする。

種 別	会 費
青年部、女性部の正副部長	月額 600
特別会員、中小企業等協同組合	一般基準
青色申告会、法人会、商店会、公社、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人	月額 1,000
金融機関 (銀行)	月額 5,000
金融機関 (信金、信組)	月額 3,000

- (3) 会費賦課基準の基準日は、12月1日とする。但し、年度途中で加入した会員の場合は加入日を基準日とする。
- (4) 資本金については、基準日現在の資本金額（出資金を含む）とする。但し、市外に本店支店を有する場合には次のとおりの計算とする。
資本金額×市内事業所で勤務する従業員数／事業所全体の従業員数
- (5) 従事者数については、個人事業主、家族従業員、代表者、役員、従業員の総数とする。
- (6) 上記基準で賦課しがたい場合は、理事会の議を経て別に定める。

2. 会費の払い込み方法並びに納期

会費は、毎年6月、12月の年2回に分けて、口座振替を基本とし、当該月の末日までに納入するものとする。